

第一 総則

一 名称

年金積立金管理運用独立行政法人とすること。 (第二条関係)

二 管理運用法人の目的

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生労働大臣から寄託された積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とすること。 (第三条関係)

三 資本金

管理運用法人の資本金について所要の規定を設けること。 (第五条関係)

第一 役員及び職員

一 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事一人を置くこと

とができるものとすること。 (第六条関係)

二 理事の職務及び権限等、役員の任期並びに役員の欠格条項の特例について所要の規定を設けること。

(第七条から第十条まで関係)

三 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならないものとすること。 (第十一条第一項関係)

四 理事長及び理事は、第四の一の1の管理運用法人の業務（以下「管理運用業務」という。）に関する職務の執行に際しては、慎重な専門家の注意を払うとともに、この法律その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならないものとすること。 (第十一条第二項及び第三項関係)

五 理事長及び理事は、自己又は管理運用法人以外の第三者の利益を図る目的をもつて、特別の利益の提供を受け、又は受けるために、年金積立金の管理及び運用に関する契約を管理運用法人に締結させること

と等の行為を行つてはならないものとすること。 (第十二条関係)

六 管理運用法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、管理運用業務に係る職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとすること。 (第十三条関係)

第三 運用委員会

一 管理運用法人に運用委員会を置くものとすること。 (第十五条第一項関係)

二 業務方法書及び独立行政法人通則法第三十条第一項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。

）の作成又は変更に当たつては、運用委員会の議を経なければならぬこととするとともに、運用委員会の権限について所要の規定を設けること。 (第十五条第二項から第四項まで関係)

三 第二の二、三及び六と同様の規定を設けること。 (第十七条関係)

第四 業務等

一 業務の範囲

管理運用法人は、第一の二の目的を達成するため、次の業務を行うものとすること。 (第十八条関係)

1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。

2 1の業務に附帯する業務を行うこと。

二 中期計画の記載事項

1 管理運用法人は、中期計画に、年金積立金の管理及び運用の基本的な方針、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項等を定めるものとすること。（第二十条第一項関係）

2 管理運用法人は、1の事項を定めるに当たっては、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響等に留意しつつ、厚生年金保険法第七十九条の二及び国民年金法第七十五条の目的に適合するよう定めるものとすること。（第二十条第二項及び第三項関係）

三 積立金の管理及び運用

1 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「厚生年金積立金」という。）及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「国民年金積立金」という。）の運用は、有価証券の売買、信託会社への信託、投資顧問業者との投資一任契約等の方法により安全かつ効率的に行われなければならないものとすること。（第二十一条第一項関係）

2 管理運用法人は、厚生年金積立金及び国民年金積立金を合同して管理及び運用を行うことができるものとすること。（第二十一条第二項関係）

四 年金積立金の管理及び運用に関する契約

管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用に関して、信託等の契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が慎重な専門家の注意を払うとともに、法令及び契約等を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならないものとすること。

（第二十二条関係）

五 制裁規程

1 管理運用法人は、業務の開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとし、これを変更しようとするときも、同様とするものとすること。（第二十

三条第一項関係）

2 1の制裁規程においては、管理運用法人の役員、委員及び職員（以下「役員等」という。）が、この法律その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員等にふさわしくない行為をしたときは、当該

役員等に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならぬものとすること。（第二十三条第二項関係）

第五 財務及び会計

一 区分経理

管理運用法人は、次に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれに定める勘定を設けて整理しなければならないものとすること。（第二十四条第一項関係）

- 1 厚生年金積立金の管理に係る経理 厚生年金勘定
- 2 国民年金積立金の管理に係る経理 国民年金勘定
- 3 厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の管理並びに第四の一に規定する業務に必要な事務に係る経理 総合勘定

一 利益及び損失の処理の特例等

- 1 管理運用法人は、独立行政法人通則法の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において利益又は損失を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定か

ら受け入れた資金の額を基準として按分し、それぞれこれらの勘定に帰属させ、又はこれらの勘定から受け入れた資金を減額して整理するものとすること。^{（第二十五条第一項及び第二項関係）}

2 管理運用法人は、厚生年金勘定又は国民年金勘定において、独立行政法人通則法の規定により整理された積立金の額から厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定に納付しなければならないものとすること。^{（第二十五条第四項関係）}

第六 業務の概況の公表

管理運用法人は、各事業年度の決算完結後遅滞なく、当該事業年度における年金積立金の資産の額及びその構成割合並びに運用収入の額その他の事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならないものとすること。^{（第二十六条関係）}

第七 雜則

一 厚生労働大臣は、年金積立金の安全かつ効率的な運用を行うため特に必要があると認めるときは、管理運用法人に対し、管理運用業務に関し必要な措置をとることを求めることができるものとし、管理運

用法人は、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないものとすること。 （第二十七条関係）

二 厚生労働大臣は、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の評価に資するよう、当該独立行政法人評価委員会に報告しなければならないものとすること。 （第二十八条第一項関係）

第八 その他

その他管理運用法人に関し所要の規定の整備を行うものとすること。

第九 附則

一 施行期日

この法律は、一部を除き、平成十八年四月一日から施行するものとすること。 （附則第一条関係）

二 年金資金運用基金の解散等

年金資金運用基金は、管理運用法人の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定め

るところに従い、管理運用法人及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が承継するものとすること。（附則第三条関係）

三 管理運用法人の業務の特例等

管理運用法人は、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法（以下「旧事業団法」という。）第二十六条第一項の規定に基づく長期借入金（旧事業団法第十七条第二項の規定に基づく業務（以下「資金確保業務」という。）及び年金福祉事業団業務承継法附則第三条の規定による廃止前の年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律第二条の規定に基づく業務（以下「基盤強化業務」という。）に係る部分に限る。）の償還が終了するまでの間、管理運用業務のほか、二により承継した資金確保業務及び基盤強化業務に係る資金の管理及び運用を行うものとすること。（附則第八条関係）

四 機構の業務の特例等

機構は、年金福祉事業団業務承継法第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、当該

債権の管理及び回収を行うものとするとともに、別に法律で定める日までの間、厚生労働大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者で一定の要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことをその業務とすることができるものとすること。（附則第三十条関係）

五 その他

その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うものとすること。